

法人格を持たない団体の預金口座を開設されるお客さまへ

2024年2月

鶴岡信用金庫

当金庫では、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の重要性が高まっていることを受け、法人格を持たない団体名義での預金口座を開設していただく際には、下記の書類等をお持ちいただいたうえで、団体の活動内容等についてお伺いさせていただくなど、口座開設にかかる審査を行っております。

お客さまには、お手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 口座の開設はお客さまの「事務所」等の最寄りの本支店にて承ります。
2. ご持参いただく書類等

- 規約または会則
 - 総会議事録
 - 団体の名称等が確認可能な資料
 - 役員名簿（任意団体の場合は、団体の名簿）
 - 団体の活動内容がわかる資料（事業計画書、収支報告書等）
 - 代表者様、および来店者様の「公的な本人確認資料」の原本（運転免許証・マイナンバーカード等）
 - お取引に使用する団体の印鑑（シャチハタ以外）
 - 許認可・届出等が必要な事業の場合は主たる事業の許認可証等（有効期限内のもの）写し
- ※その他の書類の提示をお願いする場合があります。

3. 開設にあたってのご注意

①口座開設手続き

ご提示いただいた書類等を確認後、改めて口座開設の手続きをご案内いたします。

②審査について

書面での資料をご提示いただけない場合や、団体の具体的な活動内容・口座利用の目的などをお伺いし、審査の結果、口座開設をお断りすることがございます。

③口座名義

規約または会則に記載の名義とさせていただきます。

④口座の代表者

規約または会則、総会議事録等に記載の代表者の方を預金口座の代表者とさせていただきます。

※ご不明な点がございましたら、窓口へおたずねください。

以 上